

令和2年3月6日

保護者 様

各務原市立那加第一小学校
校長 兼 松 直 人

臨時休業に伴う3月分給食費の返金について

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
さて、みだしのことにつきまして、臨時休業に伴い給食が停止されましたので、3月分給食費の取扱いを下記のようにいたします。
何卒ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1 返金額 **3月分給食費 4,800円**

2 返金方法

極力現金の取扱いを回避し、適切な返金事務処理を行うため①～④のようにいたします。

① **1～5年生で令和2年度も那加第一小学校に在籍する児童**
令和2年4月分給食費とします。

※新学年4・5月分給食費として5月13日に9,334円集金する予定でしたが、減額調整をし、集金額を4,534円に変更します。

② **1～5年生で他校に転出する児童**
現金にて返金します。

※3月19・23・24日（通知表配付日）に現金にて保護者様に返金します。
領収書に押印をしていただきますので、印鑑をもってご来校ください。

③ **6年生児童で那加中学校へ入学する児童**
令和2年4月分那加中学校給食費の一部とします。

※那加中学校へまとめて小学校から納付します。

④ **6年生児童で那加中学校以外の中学校へ入学する児童**
登録されている学費口座に返金します。

※後日ご確認ください。